

## 平成30年度「進興会 進興クリニック」巡回車専用 受診者名簿

「進興会 立川北口健診館・せんだい総合健診クリニック」「あさひ会 西早稲田クリニック」は、「健診-4」の用紙に記入してください。

必要な範囲での個人情報の提供について同意のうえ申込みます。

平成 年 月 日

保険証 記号	事業所名		工場・ 支店名				
医療機関 進興会 進興クリニック		健診日		平成 年 月 日( )			
保険証 番号	フリガナ 受診者名	性別	続柄	生年月日	健診 種別	定期健診(35歳未満)オプション検査	備考
						血液	
		1.男	1.本人	昭和 平成 年 月 日			
		2.女	2.家族				
		1.男	1.本人	昭和 平成 年 月 日			
		2.女	2.家族				
		1.男	1.本人	昭和 平成 年 月 日			
		2.女	2.家族				
		1.男	1.本人	昭和 平成 年 月 日			
		2.女	2.家族				
		1.男	1.本人	昭和 平成 年 月 日			
		2.女	2.家族				
		1.男	1.本人	昭和 平成 年 月 日			
		2.女	2.家族				
		1.男	1.本人	昭和 平成 年 月 日			
		2.女	2.家族				
		1.男	1.本人	昭和 平成 年 月 日			
		2.女	2.家族				
		1.男	1.本人	昭和 平成 年 月 日			
		2.女	2.家族				
		1.男	1.本人	昭和 平成 年 月 日			
		2.女	2.家族				
		1.男	1.本人	昭和 平成 年 月 日			
		2.女	2.家族				

※裏面の注意事項も必ずお読みください。

「 健保組合受付印 」

## ● 注 意 事 項 ●

- ・ 健診場所別に作成し、楷書ではっきりとご記入ください。
- ・ 受診者数が多い場合は、事業所が作成した名簿を添付しても差し支えありませんが、保険証番号順にして、健診申込に不必要な情報(事業所独自の社員番号・役職等)は記載しないでください。
- ・ 受診者は、東日本プラスチック健康保険組合の組合員以外の方や当健保組合の補助対象外の方も含めて記入してください。
- ・ 健診日が決定しましたら、すぐに受診者名簿(健診-3)を健保組合保健事業課に提出してください。

## ◎ 記入方法

## 1. 保険証番号欄

資格取得予定者は「取得予定」、当組合未加入者は「P」をご記入ください。  
※取得予定者は保険証番号が決定次第、進興クリニックにご連絡ください。

## 2. 健診種別欄

定期健診は「A1」、生活習慣病検査は「B」、特殊健診のみは「OP」をご記入ください。

## 3. 定期健診(35歳未満)オプション検査欄

希望する検査に○をつけてください。(別料金)  
※料金は、進興クリニックにお問い合わせください。

## 4. 備考欄

他の医療機関で受診予定、年度内2回目等で全額自費の方は「補助なし」、特殊健診はその検査名称を記入してください。

また、生活習慣病検査で下記に該当する場合は記入してください。

「子宮」…子宮検査(自己採取法)希望(女性のみ)

「乳房」…乳房検査希望(女性のみ)

「胃なし」…上部消化管X線を希望しない

## ◎ 対象年齢は年度末(平成31年3月31日)時点の年齢です。

## 1. 定期健診[東振協A1コース]

35歳未満(昭和59年4月1日以降に生まれた方)の被保険者

## 2. 生活習慣病検査[東振協Bコース]

35歳以上(昭和59年3月31日以前に生まれた方)の被保険者・被扶養者

※上部消化管X線等未実施の場合、自己負担金の減額はございません。

※進興クリニックの巡回車の場合、子宮検査は自己採取法のみです。

※乳房検査は人数により実施できない場合があります。

## ◎ 次に該当される方は、当健保組合の補助はございません。(全額自費)

その場合の料金は、進興クリニックにお問い合わせください。

・健診日に当健保組合の資格がない方。

・35歳以上の方が定期健診(血液検査等未実施)を受診する方。

・年度内(4月から翌年3月まで)2回目以降の健診。

※年度内に異なる健診コースを複数受診した場合も2回目以降は全額自費です。

## ■被保険者(35歳未満)の法定健診について

「定期健診(A1コース)」を申し込んでいただき、必要に応じて血液検査・心電図等を追加してください。(別料金)

労働安全衛生規則第44条第2項による血糖・貧血検査、心電図等の省略は、個々の労働者ごとに医師が省略が可能であると認める場合においてのみ可能であるとされています。雇入時は、同規則第43条により原則として省略はできません。

同規則の詳細は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。